

第2期 鷹栖町地域福祉計画

2025年度（令和7年度）～2029年度（令和11年度）

誰もがつながり、安心、健康で
「幸せ」に暮らせる 『あったかす』なまち



2025年（令和7年）3月

鷹 栖 町

目次

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	3
4. 計画策定の経過	3

第2章 鷹栖町の地域福祉の現状

7

第3章 第1期計画の評価・まとめ

基本目標①：誰もがつながり支え合いのできるまち相談窓口の体制整備・強化	15
基本目標②：誰もが安心して暮らすことのできるまち	19
基本目標③：誰もが健康で心豊かに暮らすことのできるまち	23

第4章 基本理念と基本目標

1. 基本理念	26
2. 基本目標	26
3. 計画の体系図	28

第5章 取り組むべき施策の内容

基本目標1：誰もがつながり支え合いのできるまち	
1. 課題を早期発見できる体制づくり	29
2. 地域共生社会の実現を目指した取り組みの推進	30
3. 支え合いシステムの持続と醸成	31
基本目標2：誰もが安心して暮らすことのできるまち	
1. あらゆる困りごとに対応できる相談体制の構築	32
2. 災害時における避難体制づくり	33
基本目標3：誰もが心豊かに暮らすことのできるまち	
1. 就労や地域活動への参加による生きがいづくり	34

第6章 計画の推進

35

【資料】

1. 第1期地域福祉計画検討会 委員名簿	36
2. 地域福祉計画検討会設置規則	36

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

地域福祉計画は、社会福祉法第107条の規定に基づき、地域福祉増進の理念や方針を明確に示すものであり、地域福祉を具体的に推進する観点から福祉分野及びそれに関する様々な計画や施策を総合的かつ一体的に定めるものです。

人口減少の加速、超高齢社会の到来、地域コミュニティの弱体化など、近年の社会情勢が著しく変化する中で、地域の課題はますます多様化し、複雑化しています。これらの課題は、既存の福祉制度だけではすべてを解決することは不可能であり、行政だけではなく、地域や民間も連携・協力して、地域の課題に対応した取り組みを進めていく必要があります。

鷹栖町では、令和2年に「第1期地域福祉計画」を策定し、「誰もがつながり支え合いのできるまち」、「誰もが安心して暮らすことのできるまち」、「誰もが健康で心豊かに暮らすことのできるまち」の3つの基本目標を掲げて、取り組みを進めてきました。

複合的な課題を抱えている個々のケースに対応するために、令和3年度より「重層的支援体制整備事業」を実施し、相談支援体制の強化や社会参加に対する支援など、すべての地域住民を対象とする包括的な支援体制の構築を進めてきたことにより、多機関が連携して支えることのできる仕組みを構築することができました。

この包括的支援体制をさらに強化するためには、地域活動を支える住民やそれを支援するコーディネーター等の人づくりはもちろんのこと、地域住民や民間団体、民間事業者、行政等がそれぞれの枠を越えて地域の課題に向き合う、「地域づくり」が重要となります。

第2期地域福祉計画は、第1期計画の基本理念及び基本目標を引き継いだ上で、「①人と人、人と社会（福祉サービス等）がつながるための取り組み」、「②一人ひとりが生きがいや役割をもつための取り組み」、「③住民同士が助け合えるコミュニティや地域をつくるための取り組み」といった3つの視点にフォーカスし、「地域共生社会[※]の実現」を目指して様々な取り組みを推進していくための指針となるものです。

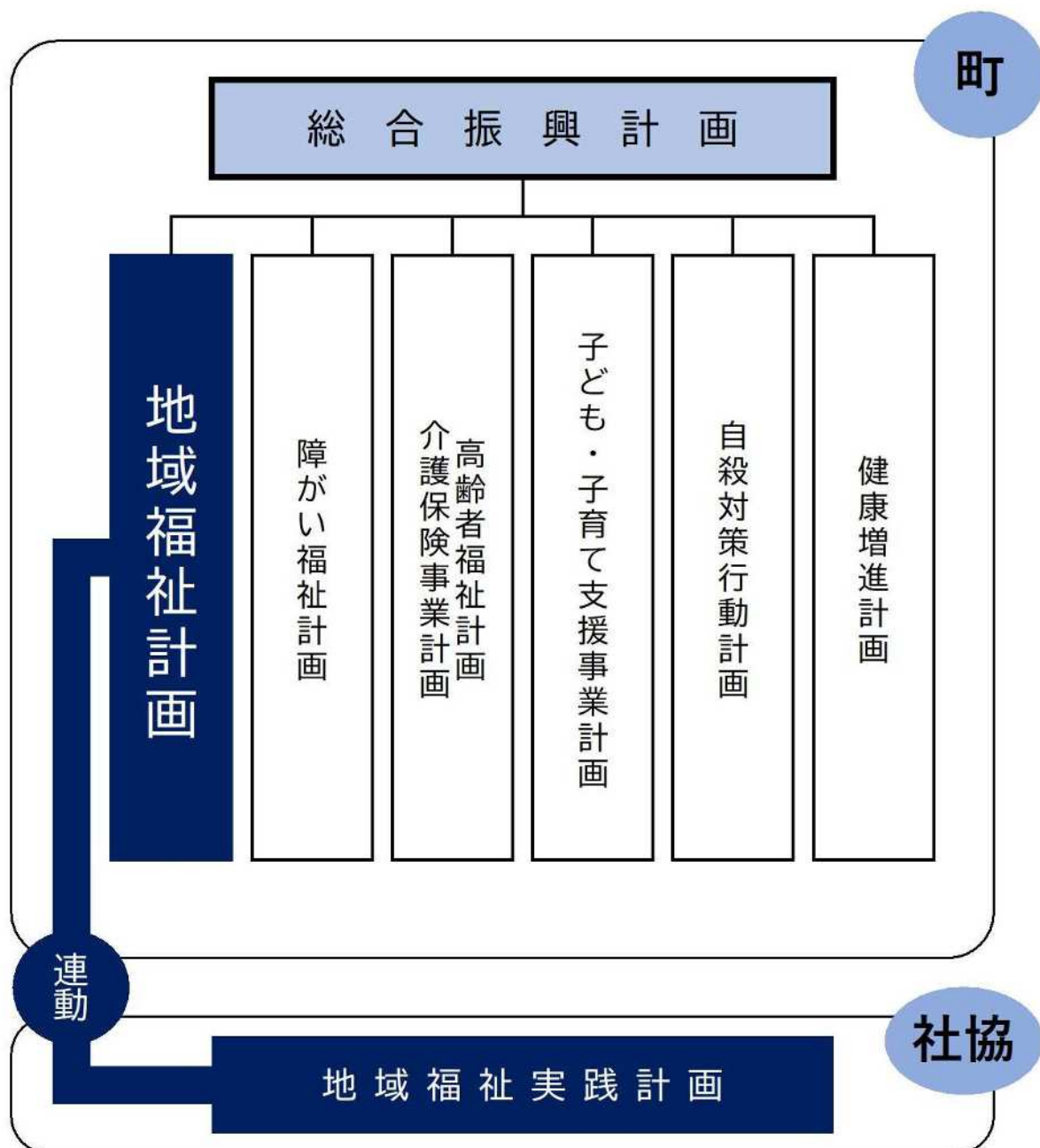
そのため、計画の策定に当たっては、地域住民の意見や意向を把握し、地域福祉の取り組みの現状や課題を明らかにした上で、それに対する解決方針や目標値について明示しています。

※地域共生社会：制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創るという考え方。

2. 計画の位置づけ

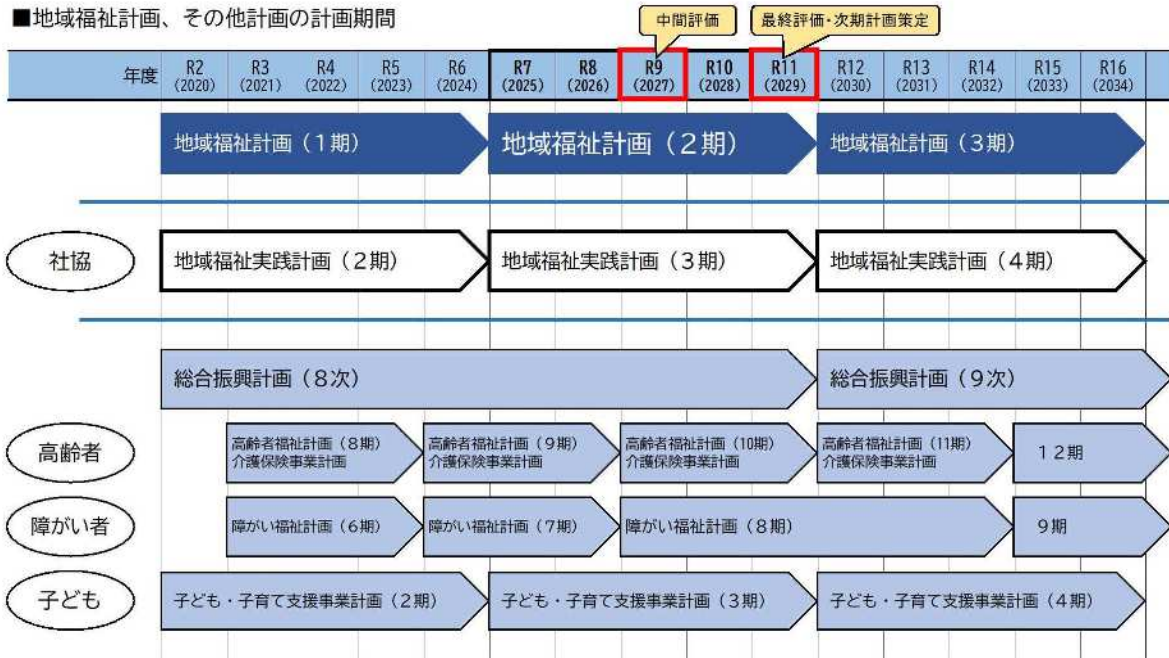
地域福祉計画は、社会福祉法第107条の規定する市町村地域福祉計画として位置づけられています。まちづくりの基本方針である「鷹栖町総合振興計画」を上位計画とし、保健福祉に関する各分野の計画の一つとして、地域福祉における課題に対する方向性や施策を示していきます。

また、鷹栖町社会福祉協議会が策定する「地域福祉実践計画」も連動した計画を策定することにより、地域福祉に関する様々な取り組みの方向性を共有し、『地域共生社会の実現』を図ります。



3. 計画の期間

計画期間は2025年度（令和7年度）から2029年度（令和11年度）までの5箇年とし、2027年度（令和9年度）に中間評価を行い、必要に応じて目標値の見直しを図ります。



4. 計画策定の経過

計画の策定にあたって、鷹栖町社会福祉協議会と共同でアンケート調査を実施するとともに、「地域福祉計画検討会」を設置し、5回にわたって協議を実施しました。

(1) アンケート調査

調査地域	鷹栖町全域
調査対象	鷹栖町に居住する広報配布世帯及び広報未配布世帯のうち居住把握世帯
調査期間	令和6年8月1日～8月30日
配布数	2,465世帯
回収数	1,797票（回収率72.9%）

■アンケート調査集計結果（要旨）■

■鷹栖町に住み続けることへの意識

とても思う（33.3%）、まあまあ思う（49.2%）、あまり思わない（9.4%）
まったく思わない（1.9%）、どちらでもない（6.2%）

■地域における付き合い

親しい付き合い（23.3%）、立ち話程度（71.0%）、ほとんど付き合いなし（5.7%）

■ここ数年間における幸福感

とても幸せ（21.2%）、まあまあ幸せ（68.8%）、あまり幸せではない（8.8%）
まったく幸せではない（1.2%）

■地域や社会から自身が必要と感ずること

非常に強く感じる（4.7%）、ある程度感じる（44.8%）、あまり感じない（43.2%）
まったく感じない（7.3%）

■地域活動、ボランティア活動、サポーター活動への参加状況

している（23.9%）、していたことがある（27.0%）、したことがない（49.1%）

■地域での活動への関心の有無

関心あり活動中（18.6%）、関心あるが未活動（50.0%）、無関心（31.4%）

■生活上の悩みや不安

老後の生活（25.5%）、経済的な課題（13.9%）、家族の健康状態（12.6%）
災害が生じた際の生活（9.3%）

■悩みや不安についての相談先

家族・親族（56.9%）、友人・知人（43.2%）、上司・同僚（12.6%）
相談していない（14.6%）、特に悩みなし（14.6%）

■役場や社会福祉協議会が取り組むべき施策として重要なもの

保健・医療・福祉の連携体制（23.4%）、介護者の相談支援体制（16.3%）
孤立防止の取組強化（15.8%）、災害時における避難支援体制（14.6%）
認知症・障がい者の権利擁護（7.6%）、いじめや不登校の相談支援体制（6.9%）
障がい・生活困窮・ひきこもりへの就労支援（6.6%）、ひきこもりへの相談支援（2.4%）

■組織・団体の認知度

生活福祉相談センターを知っている（43.3%）、あったかステーションを知っている（34.8%）
民生委員を知っている（41.7%）、福祉委員を知っている（32.3%）、

(2) 地域福祉計画検討会

開催日	内容
【第1回】 2024（令和6）年 10月17日（木） 19:00～20:30	委嘱状交付 委員自己紹介 会長及び副会長の選任 事務局説明 1. 第1期鷹栖町地域福祉計画（概要）について 2. 第1期計画の中間評価について 3. 第2期地域福祉計画の策定作業について
【第2回】 2024（令和6）年 11月7日（木） 19:00～20:30	事務局説明 1. 第1回検討会議事録について 2. アンケート調査結果について <u>【協議】第1期計画の最終評価について</u>
【第3回】 2024（令和6）年 11月27日（水） 19:00～20:30	事務局説明 1. 第2回検討会議事録について 2. 鷹栖町の地域福祉の現状について <u>【協議】基本目標①「誰もがつながり支え合いのできるまち」について</u>
【第4回】 2024（令和6）年 12月12日（木） 19:00～20:30	事務局説明 1. 第3回検討会議事録について <u>【協議】基本目標②「誰もが安心して暮らすことのできるまち」について</u> <u>基本目標①「誰もがつながり支え合いのできるまち」について</u>
【第5回】 2025（令和7）年 1月10日（金） 19:00～20:30	事務局説明 1. 第4回検討会議事録について <u>【協議】基本目標③「誰もが心豊かに暮らすことのできるまち」について</u> <u>基本目標②「誰もが安心して暮らすことのできるまち」について</u> <u>基本目標①「誰もがつながり支え合いのできるまち」について</u>

(3) パブリックコメントの実施

①意見等を募集した事項

第2期鷹栖町地域福祉計画（素案）

②意見の提出方法

任意の様式により、郵送、FAX、持参、メール、Webのいずれかにて提出

③実施場所

サンホールはびねす、あったかす北野サロン（Daマルシェ北野店）、鷹栖町ホームページ

④実施期間

2025年（令和7年）3月3日（月）から3月14日（金）

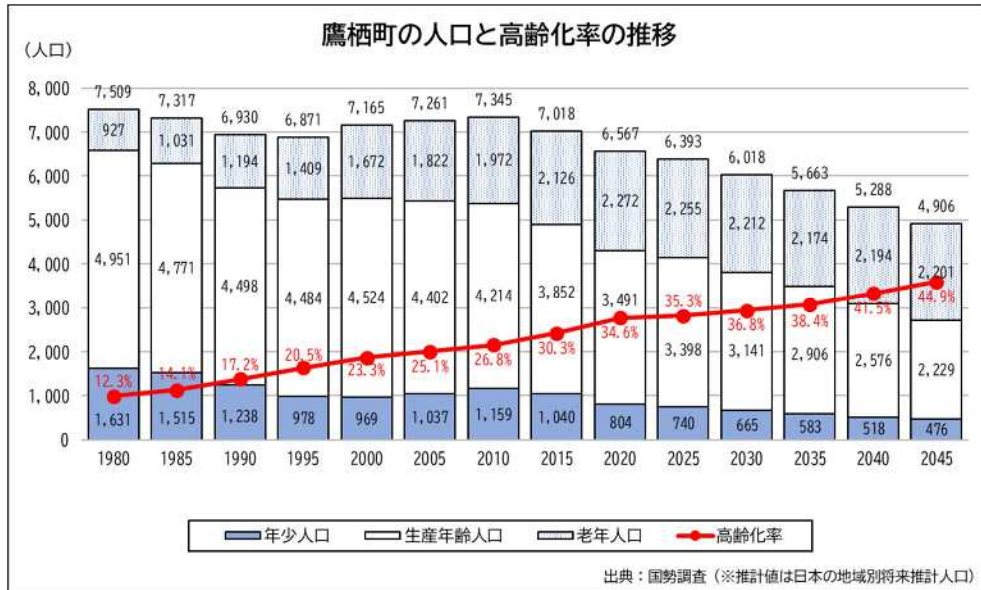
⑤意見提出の状況

7件（1名）

第2章 鷹栖町の地域福祉の現状

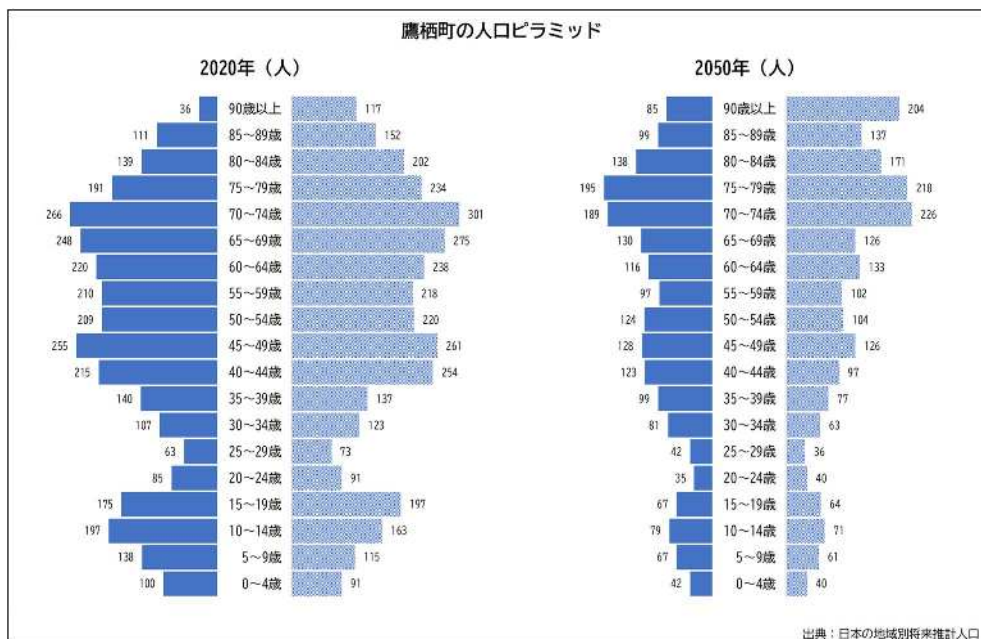
1. 人口と高齢化率

鷹栖町の人口は1980年以降、徐々に減少したのちに微増しましたが、2010年以降は減少の一途を辿っています。日本の地域別将来推計人口では総人口は2045年までに約25%減少（対2020年比）し、高齢化率は上昇が止まることなく続いていくと推計されています。



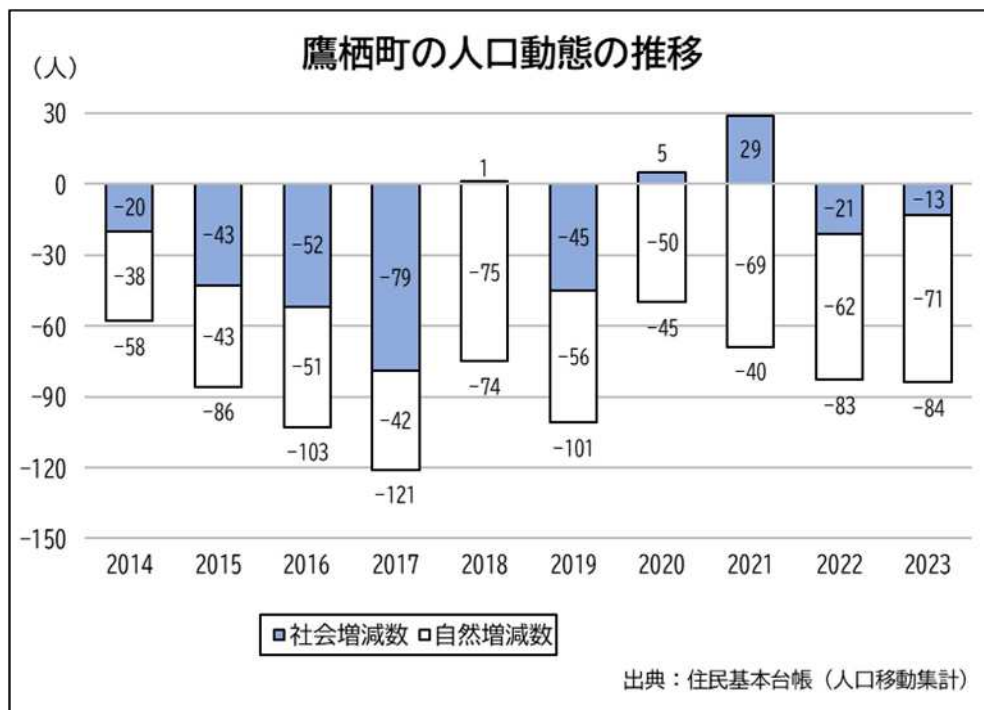
2. 人口ピラミッド

2020年においては、20歳代が括れるひょうたん型のかたちとなっており、2050年になると全体的に人口減少が進み、つぼ型になると推計されています。



3. 人口動態

2018 年度、2020 年度、2021 年度に社会増が認められた以外は、社会増減・自然増減ともに減少しています。



4. 世帯数と世帯当たりの人数

世帯数はほぼ横ばいをキープしていますが、世帯当たりの人数については核家族化が更に進んでおり、下降の一途を辿っています。



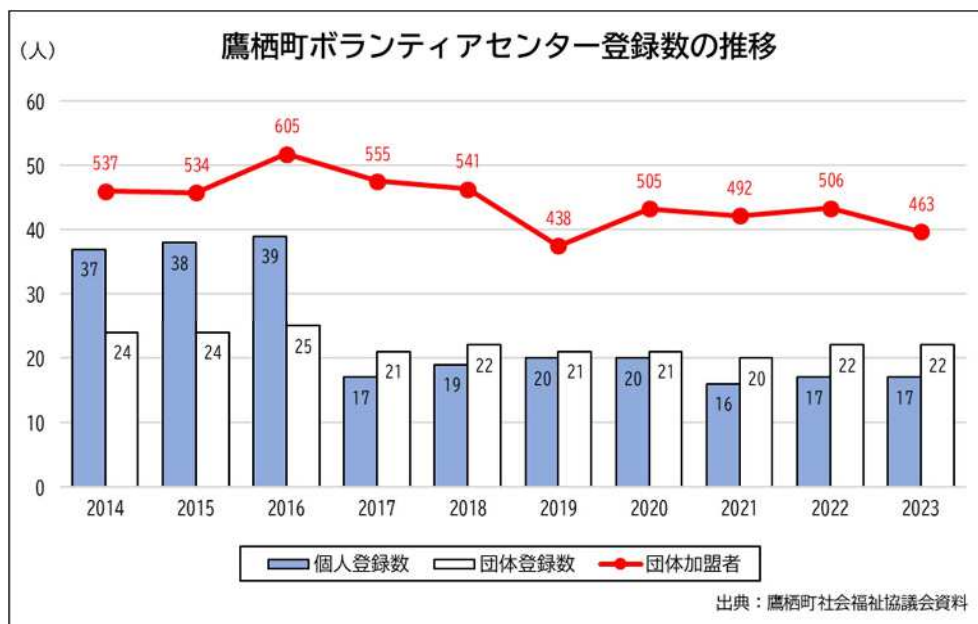
5. ひとり親世帯

児童扶養手当を受給しているひとり親家庭は、2016 年以降、年間 60 件程度で推移しています。



6. ボランティアセンター登録数

個人登録数も団体登録数も 2017 年以降横ばいとなっていますが、団体加盟者については 2016 年をピークに減少傾向にあります。



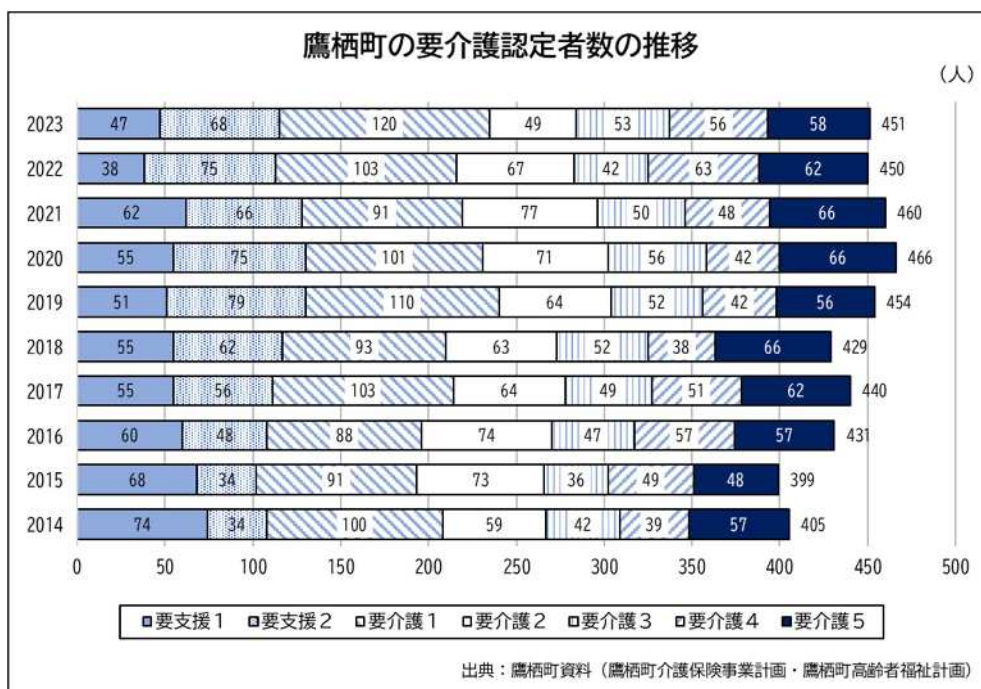
7. 老人会加入状況

高齢者の人数は 2017 年以降横ばいとなっていますが、老人会の会員数及び加入率ともに減少し続けています。



8. 要介護認定者数

高齢者数の横ばい傾向に伴い、認定者数も 2019 年以降は横ばい傾向となっています。



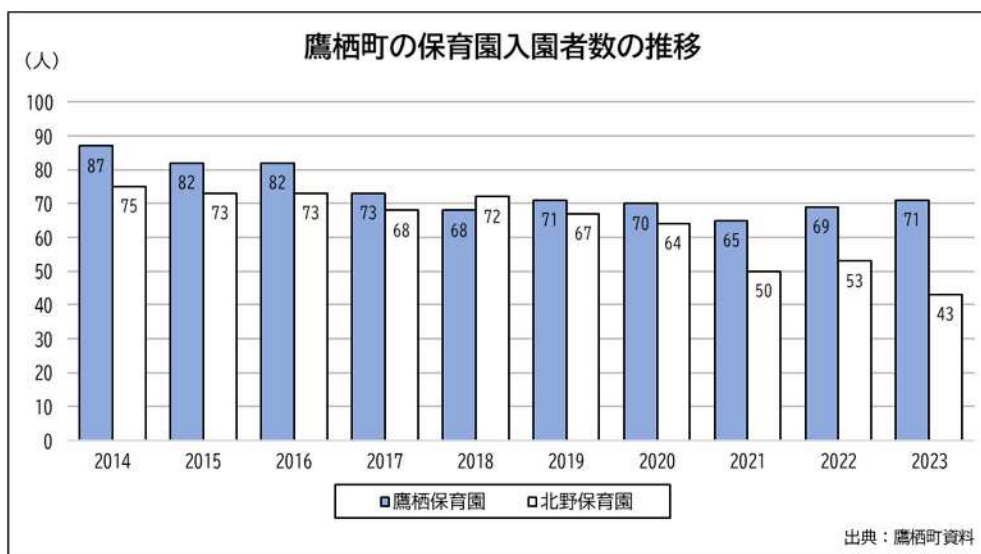
9. 障害者手帳所持者

身体障がい、知的障がい、精神障がいにかかる手帳所持者数については、2019 年以降大幅な増減がなく経過しており、住民の約 14 人に 1 人が手帳を所持していることになります。



10. 保育園の入園者数

少子化に伴い、保育園へ入園する子どもの数は減少傾向となっていることから、2025 年度より両保育園を合併する計画となっています。



11. 放課後児童クラブ

児童クラブの利用者数は 2018 年から減少傾向となっていました。近年は上昇傾向となっています。年少人口は減少しているものの、共働き世代の増加などにより、利用者数が増加していることから、利用ニーズが高まっていると推察することができます。



12. 子育て支援センター

センターの利用者数は 2015 年をピークに減少傾向にあります。新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、2020 年度及び 2021 年度は利用者が減少していますが、現在は延べ 4,000 名以上の利用状況となっています。



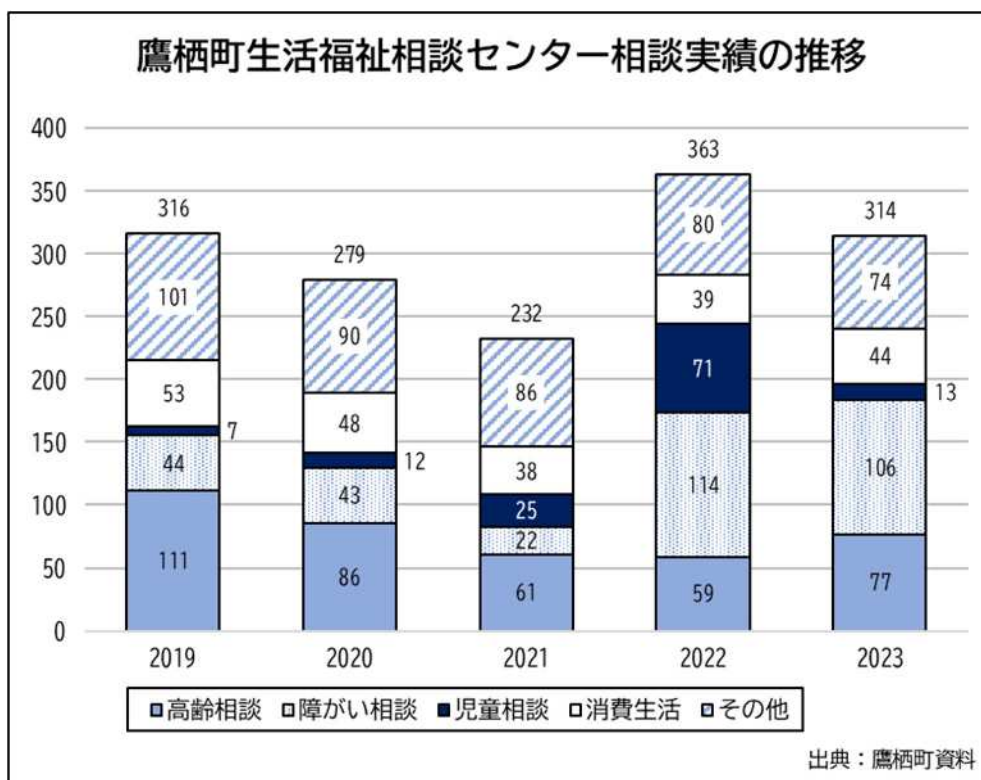
13. 生活保護

生活保護の受給者数は2017年以降減少し続けていましたが、2023年に上昇しています。



14. 生活福祉相談センター

相談体制の強化を図ったことにより、近年は毎年200件以上の相談を受けています。課題が複雑化していたり、複合的になっている相談が増えてきています。



15. 特定健診

特定健診対象者である国民健康保険の加入者は減少傾向にあります。新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、2020年度は受診率が減少しましたが、その後は例年並みに戻っています。



16. 特定保健指導

2017年度から2019年度までは指導終了率が60%を超えていましたが、2020年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、減少した後に横ばい傾向となっています。



第3章 第1期計画の評価・まとめ

基本目標	1 誰もがつながり支え合いのできるまち
取組施策	1 課題を早期発見できる体制づくり
施策の方向性	高齢者、障がい者、生活困窮者、ひとり親家庭、子どもなどが抱える様々な困りごとや悩みごとを早期発見することにより、課題の進行を防止するとともに、解決へと導く地域の仕組みづくりを進めていきます。

取組方針	1 関係機関が一体的に取り組む困りごとの掘り起こし 2 何気ない会話から困りごとを導き出すスキルの醸成 3 見守り活動など相談窓口以外の場所から課題を発見するアウトリーチの強化
実施した主な関連事業	
・地域共生社会推進事業（重層的支援体制整備事業） ・生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーター事業委託） ・民生委員児童委員活動推進事業 ・地域福祉活動支援事業（福祉委員会事業） ・地域福祉活動支援事業（老人会事業）	

施策評価	令和３年度より重層的支援体制整備事業を実施していることにより、多機関協働による相談支援体制が構築され、庁内ネットワークを活用した迅速な情報共有体制を整備することができました。行政によって見守り対象者のデータベースを整理し、民生委員や福祉委員なども連携した見守り体制を構築しており、見守り活動を担っている団体同士の交流促進を図るための「見守り団体勉強会」「見守り団体交流会」を開催することもできています。 しかしながら、多機関が連携した困りごとの掘り起こしは不十分であることと、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、計画していた研修会も実施することができませんでした。 また、住民の抱える困りごとは多岐にわたり、より住民に身近な人が、普段の会話や、何気ない日常の場面からその人の抱える困りごとに気付いたり、相談の一步前の気になることを話せる機会づくりが必要です。 そのためには、人と人との良好な関係を構築することが重要であり、実技やワークショップ形式の研修を実施することが有効であるとともに、ＩＣＴを活用した見守り体制の構築も考えていく必要があります。 これまで大事にしてきた地域住民同士のコミュニケーションをこれからも重視し、日常的な見守りの意識を高めるとともに、住民と専門職、それぞれができる役割を分担しながら、多機関の連携をさらに強化することで、地域全体の支援体制の強化につながることが期待されます。
参考指標	●民生委員訪問世帯数：566 世帯（Ｒ６年度） ●福祉委員見守り世帯数：353 世帯（Ｒ６年度） ●老人会見守り世帯数：79 世帯（Ｒ６年度）

基本目標	１ 誰もがつながり支え合いのできるまち
取組施策	２ 多様な主体がごちゃまぜになる地域共生社会の推進
施策の方向性	地域の中で生活する多様な主体（高齢者、障がい者、子ども、外国人など）が、様々な場面で「ごちゃまぜ」になって関わることにより、誰もが社会参加できる「地域共生社会」の実現を目指していきます。

取組方針	1 様々な課題を抱えている人たちに対する住民理解の推進 2 多様な人が自然に社会参加できる地域づくり 3 支えられる側の人たちが支える側になる仕組みづくり
実施した主な関連事業	
・地域共生社会推進事業（地域共生社会フォーラム） ・地域共生社会推進事業（地域共生社会推進事業委託） ・地域共生社会推進事業（社会参加のきっかけづくり事業委託）	

施策評価	住民を対象とした地域共生社会フォーラムを開催することにより、地域が抱える困りごとに対する理解を促進する場として機能しています。 また、「地域づくりコーディネーター」と「生活支援コーディネーター」が中心となり、各種サービスを活用した社会参加の機会を創出し、地域共生社会の実現を目指す体制が構築されています。 しかしながら、地域共生社会フォーラムの住民参加は決して多いわけではなく、地域共生社会の推進に対する理解を広めるという目標は十分に達成されていません。 合わせて、介護支援専門員（ケアマネジャー）や相談支援専門員などの専門職を含めた上で、住民個々のニーズや環境に寄り添ったコーディネートが十分にできているとは言えず、今後強化すべき点であると言えます。 そのためには、フォーラムの開催だけでなく、より多くの人が関心を持つ楽しいテーマを用いた他の周知啓発の実施や、ボランティア活動等に関する情報発信を強化し、個々のニーズに応じて社会参加が叶うように、住民・行政・関係機関の連携を強化することが重要です。 関係者が意識を共有して、住民個々の「強み」にフォーカスした支援やコーディネートを地域全体で行うことで、地域共生社会の更なる推進を図ることができると考えます。
参考指標	●地域共生社会フォーラムの開催実績 【R3～R5：4回（コロナ感染症体験談、LGBTQ、ヤングケアラー、虐待防止）】 ●社会参加のきっかけづくり事業利用者数 【R2：11名、R3：14名、R4：9名、R5：7名】

基本目標	1 誰もがつながり支え合いのできるまち
取組施策	3 地域福祉を支える人材の掘り起こしと育成
施策の方向性	地域福祉を支えるためには、地域住民の力が必要不可欠です。社会参加や地域活動を通じて社会貢献に対する意欲や生きがいを感じられるよう、地域福祉を支えてくれる人材を発掘・育成し、活動への参加を促進します。

取組方針	1 地域での福祉活動を牽引するリーダーの育成 2 地域団体同士の交流促進による新たな地域福祉活動の創出
実施した主な関連事業	
・地域共生社会推進事業（地域共生社会フォーラム） ・生活支援体制整備事業（介護入門的研修） ・鷹栖高校介護職員初任者研修事業 ・地域福祉活動支援事業（見守り団体交流会・こども体験教室）	

施策評価	住民主体の活動や地域運営組織の体制整備が進む中で、地域活動を担う人材育成は少しずつですが、着実に進展していると感じます。各団体はそれぞれの特徴を活かした取り組みを展開しており、団体同士の交流や連携が新たな地域福祉活動の創出につながる可能性が高まっています。 しかしながら、人口減少社会の中で、地域活動を担う人材が限られていることや、住民が地域課題の解決に向けた活動を行い続けることは容易ではなく、その重責や負担感から活動の持続性に影響を及ぼす懸念があります。 地域活動に関心のある方に対して、いかにやりがいを伝え、これまで関わりのなかった人々がどのように地域活動に参画するか、また、その中で役割を持って活動してもらうための方策が求められています。 そのためには、現在活動している団体同士の交流を通じた活性化や新たな活動の創出、地域活動を広く周知したり、関心のある方への個別アプローチによる促進を図ることが重要であり、行政と社会福祉協議会が連携して、取り組みを進める必要があります。
参考指標	●地域共生社会フォーラム参加者数 【R3：29名、R4：64名、R5：54名】 ●鷹栖高校介護職員初任者研修養成者数 【R2：14名、R3：17名、R4：13名、R5：26名】 ●見守り団体交流会・見守り活動勉強会参加者数 【R4：118名、R5：98名】

基本目標	1 誰もがつながり支え合いのできるまち
取組施策	4 時代の流れに合わせた支え合いシステムの構築
施策の方向性	2014年度に策定した「お互い様づくり行動計画」の中において、地域住民が主体となった居場所づくりや見守り活動が充実し、支え合いの基盤が構築されました。この支え合い活動を継続しながらも、時代の流れに合わせた柔軟な仕組みづくりを目指します。

取組方針	1 気兼ねなく助け合いができる仕組みの構築 2 負担感なく持続できる活動の推進 3 買い物支援など地域住民主体による助け合い活動の推進と伴走支援の強化
実施した主な関連事業	
・地域共生社会推進事業（地域共生社会推進事業委託） ・生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーター事業委託） ・地域共生社会推進事業（買い物支援事業委託） ・地域共生社会推進事業（地域生活支援活動事業補助）	

施策評価	無償で負担感の強い助け合い活動が行われないよう、「地域づくりコーディネーター」が中心となり、各活動に対するサポートやアドバイスを行う環境が整備されています。 そのことにより、地域活動を行う住民たちは仲間と共に楽しく活動する環境が形成され、住民主体の地域生活を支えるサービスも広がり、また、これらのサービスを通じて人と人との新たなつながりも生まれています。 超高齢社会の中、地域での生活を持続するためには住民同士の助け合い・支え合いの活動がより重要になってきていますが、地域活動の担い手は限られているため、地域活動に参加したいと思っている人が気軽に参加できる環境づくりが求められています。 また、地域住民の意識と地域課題は必ずしも結びつくわけではないため、地域の課題とリンクした活動の意識付けが必要です。 地域住民が、自ら課題意識を持つことが大事であり、行政や社会福祉協議会が地域住民と共に、何をすべきかを考える必要があります。 各個人に合った地域活動のメニューが選べるよう、分かりやすく伝えるなどして住民が気軽に参加できる環境を整え、それぞれが役割を持ってもらうことで、やりがいと持続できる活動が展開されることが期待されます。 地域づくりコーディネーターや生活支援コーディネーターが中心となり、公的サービスと地域で支え合う仕組みを組み合わせることで、交通や除雪などの地域課題を解決することが期待されています。
参考指標	●生活支援コーディネーター ●地域づくりコーディネーター 【1層：1名、2層：1名】 【1名】 ●買い物支援事業利用者数 【R2：61名、R3：44名、R4：41名、R5：42名】 ●地域生活支援活動 【R4：274件、R5：417件】

基本目標	2 誰もが安心して暮らすことのできるまち
取組施策	1 寄り添い続ける相談体制の構築
施策の方向性	時代の流れとともに、より複雑化・複合化する様々な困りごとや悩みごとを、分野を問わずワンストップで受け止める、丸ごと相談窓口として「生活福祉相談センター」の機能強化を図ります。

取組方針	1 専門職を核とした相談体制の確立 2 権利擁護の充実と関係機関と連携・協力した地域包括ケアシステムの推進 3 ワンストップ相談窓口の周知PR 4 分野にこだわらない「丸ごと相談」の実現
実施した主な関連事業	
・地域共生社会推進事業（生活福祉相談センター） ・基幹相談支援センター ・包括的支援事業（地域包括支援センター） ・子育て世代包括支援センター ・生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーター事業委託） ・在宅生活支援事業（高齢者・障がい者） ・交通費助成事業（高齢者・障がい者） ・消費者行政活性化事業（消費生活相談）	

施策評価	社会福祉士、保健師、助産師といった専門職の配置により、様々なニーズに対する相談機能は充実していると評価できます。 住民の間では「困ったことがあればサンホールはびねす」との認識が形成され、生活福祉相談センターがワンストップ相談窓口として機能するとともに、複合的な課題に対しては、各センター及び関係機関と連携することで、横断的な相談体制が構築されています。 しかしながら、超高齢社会のさらなる加速、ケアラー・不登校・引きこもりがちな方への支援など、複雑化した様々な福祉問題に対応するためには、専門職の確保はもちろんのこと、スキルアップも重要な要素となります。 合わせて、困っていたり、悩んでいたたりしている住民が相談窓口につながるよう、相談機関の継続的な周知PRも欠かすことはできません。 ワンストップ相談窓口である「生活福祉相談センター」を知ってもらうために、相談の分かりやすい事例を載せたチラシを配布したり、新たなキャッチフレーズの導入などの手法も考えられます。地域住民に対する情報発信を強化し、今後も関係機関が連携する相談体制を継続し、対応する専門職等のスキルアップを図ることで、より効果的な相談体制の構築が期待されます。
参考指標	●生活福祉相談センター相談件数 【R2：279件、R3：232件、R4：363件、R5：314件】 ●地域包括支援センター相談件数 【R2：346件、R3：335件、R4：449件、R5：416件】 ●子育て世代包括支援センター相談件数 【R3：720件、R4：853件、R5：728件】 ●生活福祉相談センター認知率 【H30調査：41.7%、R6調査：43.3%】

基本目標	2 誰もが安心して暮らすことのできるまち
取組施策	2 切れ目のないチームサポート体制の推進
施策の方向性	生活福祉相談センターが核となり、行政や関係機関、地域住民がワンチームとなり、妊娠期から高齢期まで、年代や制度を超えた切れ目のない支援体制を目指します。

取組方針	1 困りごとの聞き取りから解決に導くコーディネーターの育成 2 困りごとを抱える人への協働体制による支援の推進 3 それぞれの役割で伴走する継続的な支援の推進 4 切れ目のない支援を実現するための情報共有の充実
実施した主な関連事業	
・地域共生社会推進事業（重層的支援体制整備事業）	

施策評価	民生委員や福祉委員が中心となり、地域の困りごとを聞き取り、関係機関へつなぐ役割を果たしているとともに、令和3年度より開始した「重層的支援体制整備事業」の実施により、複雑化した個別ケースに係る支援者の役割が整理され、多様なニーズへの対応や伴走する継続的な支援が可能となっています。 重層的支援体制整備事業を実施することにより、毎月開催されるケース共有会議や庁内ネットワークを活用した情報共有や重層的支援会議において、迅速かつスムーズな情報共有体制及び協働体制が構築されています。 しかしながら、分野や役割の異なる関係機関同士の連携を円滑にするのは容易いことではなく、多機関連携の大切さや、連携することによるメリットについての理解促進を図る必要があります。また、困っていることを抱えている住民全てが相談機関につながっているわけではないため、民生委員や福祉委員といった地域住民も巻き込んだ地域全体の体制作りも求められています。 地域住民も含めた多機関が連携するためには、それをコーディネートする人材が必要です。 重層的支援コーディネーターが中心となり、各機関の強みを活かしながら、より良い相談体制を構築することが求められているとともに、関係者が共通理解を持ったケアマネジメントの実施や、専門職同士の連携強化が求められています。
参考指標	●重層的支援コーディネーター【2名】 ●ケース共有会議開催回数 【R3：11回、R4：12回、R5：12回】 ●重層的支援会議開催回数 【R3：20回、R4：7回、R5：6回】

基本目標	2 誰もが安心して暮らすことのできるまち
取組施策	3 災害時における避難体制づくり
施策の方向性	災害発生時において、避難行動要支援者の安否確認や避難支援を迅速に進めるために、行政、関係機関、地域住民が連携した体制構築を目指すとともに、一般避難者と同じ空間では避難生活が困難な要配慮者が、安心して避難できる福祉避難所の整備に取り組みます。

取組方針	1 要援護者名簿のデータベース整理と有効的な活用 2 福祉避難所における受け入れ体制の整備 3 災害発生時における迅速な安否確認体制の整理
実施した主な関連事業	
・要援護者台帳データベースの整備 ・福祉避難所の指定 ・防災訓練の実施、安否確認体制の確認（未実施） ・避難所の設置訓練	

施策評価	災害時において、避難行動や避難所での生活などで配慮を要すると思われる「要配慮者」については、民生委員の訪問活動を実施することにより、毎年データベースを更新しています。 また、町内4か所が福祉避難所として指定されており、要配慮者に対する災害避難の受け入れ体制も一部整備されています。 民生委員との連携もあり、高齢者世帯に対する情報整理は進んでいるものの、障がい者に対する情報整理は不十分であること、福祉避難所については、サンホールはびねす以外の3か所が全て障がい分野での整備に留まっており、課題となっています。 上記以外にも、災害発生時における全体訓練や初動訓練が実施できていないほか、避難行動要支援者の整理も進んでおらず、個別避難計画の策定も十数件となっており、災害対策の推進が求められています。 鷹栖町は災害の少ない地域ではありますが、災害はいつ起こるか、どの程度の規模になるかは誰にも分かりません。 いざという時に迅速かつスムーズに対応するためにも、「障がい分野以外の福祉避難所の指定」「個別避難計画の策定」「支援者側の訓練」といった取り組みを進めることで、効果的な防災体制の構築が期待されます。
参考指標	●要援護者台帳データベース登録者数：1,362名（令和6年度） ●福祉避難所指定数（4箇所） 【サンホールはびねす、すばる、柏の里、鷹栖養護学校】 ●役場や社協が取り組むべき施策として重要だと考えるもののうち、「災害時における避難支援体制」の選択率 【H30調査：36.8%、R6調査：47.1%】

基本目標	2 誰もが安心して暮らすことのできるまち
取組施策	4 安心して子育てのできる環境づくり
施策の方向性	子育て世代包括支援センターが核となり、地域が一体となって子どもを温かい目で見守り、育む環境を確保するとともに、支援が必要な子どもや家庭に対して、教育機関や関係機関と連携した、切れ目のない、きめ細やかな支援体制の構築を目指します。

取組方針	1 地域一体で子育てを応援する仕組みづくり 2 発達も含めた子どもの困りごとを相談できる環境づくり 3 子育て世代包括支援センターを核とした情報連携の強化
実施した主な関連事業	
・子育て世代包括支援センター ・子育て支援センター管理運営事業 ・保育園管理事業 ・母子保健事業 ・産前・産後サポート事業 ・放課後児童クラブ活動事業 ・各種助成事業（施設利用、食材料費等） ・子育て短期支援事業 ・養育支援訪問事業 ・心のかけはしプロジェクト事業 など	

施策評価	妊娠・出産の希望を叶えるための環境整備が進められ、各種助成制度等を含む手厚い支援が特に就学前や学童期に整っています。 子育て支援センターは、子育てに関する困りごとを気軽に話せる場として機能しており、相談者が相談している雰囲気を出さずに受け止める環境が整っていると同時に、子ども家庭支援員兼スクールソーシャルワーカーの専門職を配置することにより、福祉と教育の情報共有が図られ、課題解決にむけた連携が取りやすくなっています。 しかしながら、町の移住施策を進めることに伴い、身近に親族のいない家庭が少なからずあるため、こういった家庭に対する支援が必要であるとともに、保育士の人材不足や、18歳までの切れ目のない支援を継続するために、進学先である町外の高等学校とのスムーズな情報共有体制の構築といった課題もあります。 また、特に重要な課題として、「困り感」や「発達障がい」を抱える子どもが近年増加傾向にあることと、その対応に悩む家族や支援者もいるため、支援体制の強化が求められています。 全体的に手厚い子育て支援体制が整備されていると評価することができますが、「困り感」を抱える子どもや家族等に対して、専門職による丁寧な説明や、困り感への具体的な対応方法、悩みを抱える家族が気軽に話せる環境づくりなどの支援の強化が求められています。
参考指標	●子育て世代包括支援センター配置職員（R6年度） 【保健師：1名、助産師：1名、社会福祉士：1名】 ●子育て支援センター利用者数 【R2：3,565名、R3：3,220名、R4：4,278名、R5：4,089名】 ●放課後児童クラブ利用者数 【R2：159名、R3：173名、R4：170名、R5：177名】

基本目標	3 誰もが健康で心豊かに暮らすことのできるまち
取組施策	1 多様なニーズに対応した居場所づくり
施策の方向性	地域住民が気軽に集まり、多世代が交流できる居場所づくりが必要です。多様な人のニーズに個別に対応した居場所、また、それぞれが役割を持ち、輝くことのできる居場所づくりを進めます。

取組方針	1 住民の「やりたい」という思いを叶える環境づくり 2 多様なニーズに対応した就労マッチングの仕組みづくり 3 サロンを中心とした集える居場所づくりの推進
実施した主な関連事業	
・地域共生社会推進事業（地域共生社会推進事業委託） ・生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーター事業委託） ・自立支援協議会運営事業（農福連携） ・老人会活動推進事業	
・生涯現役地域づくり環境整備事業 ・居場所づくり事業補助金	

施策評価	地域づくりコーディネーターと生活支援コーディネーターが中心となり、地域住民の力を活かした地域づくりが進められており、各種事業の実施により、多様な人々が社会に参加できる環境が徐々に整いつつあり、居場所づくりが展開されています。 令和5年度から実施している「生涯現役地域づくり環境整備事業」では、福祉分野と農業分野を重点業種に位置付けて、地域における人材不足と地域住民が「就労」を通じて生きがいを感じる環境づくりを進めています。 しかしながら、老人会や地域サロンの一部運営母体において、会員減少や担い手の高齢化などの課題を抱えており、地域活動に影響を及ぼす懸念があるため、何らかの対策を考える必要があります。 一方で、地域活動に関心のある住民もいるため、こうした住民が自らのニーズに合った地域活動に気軽に参加できる環境づくりも求められています。 「老人会」という名称に対する抵抗感や、地域活動に興味のある住民が十分に参画することができていないなどの課題はありますが、周知を工夫したり、個別の声掛けなどを実施することにより、住民が地域活動に気軽に参加できる取り組みを推進することができると考えます。 「生涯現役地域づくり環境整備事業」の実施により、より多くの住民が「就労」も含めた社会参加につながることが期待されます。
参考指標	●拠点型地域サロン数：5か所（R6年度） ●生涯現役事業就労者数 【R2：17名、R3：33名、R4：50名、R5：34名】 ●老人会会員数 【R2：660名、R3：594名、R4：502名、R5：497名】

基本目標	3 誰もが健康で心豊かに暮らすことのできるまち
取組施策	2 身体と心が豊かになる健康づくりの推進
施策の方向性	人間が「幸せ」に人生を過ごすためには、身体と心が健康であることが大前提であることから、「自らの健康は自らの手で守る！」を合言葉に運動の習慣化や人との交流による“こころ”の健康づくりを推進します。

取組方針	1 運動と健康がリンクした健康づくりの機会創出 2 データとＩＣＴを活用した保健指導の推進 3 健康無関心層に対する健康意識の醸成 4 人と人との交流による“こころ”の健康づくり促進
実施した主な関連事業	
・サンホールはびねす水中運動推進事業 ・一般介護予防事業（介護予防教室ほか） ・地域介護予防活動支援事業（フィットネス倶楽部コレカラ事業委託） ・各種健康診査事業（特定健診・運動習慣化） ・居場所づくり事業補助金 など	

施策評価	福祉部局と教育部局との連携により、健康づくりと運動がリンクした取り組みが進んでいるとともに、健康管理システムを更新し、子どもから高齢者までの健診や保健指導などの多くのデータが蓄積され、様々な分析ができるようになりました。 運動習慣化プログラムでは、ＳＮＳでの周知やスマホアプリを活用するとともに、多くのプログラムを用意することにより、生活習慣病予防のメインターゲットである働き世代の参加を促している状況です。 一方、こころの健康づくりに関する臨床心理士の個別相談は新しい参加者が少ない状況であり、全国的に精神疾患を抱える方が増加傾向にあることから、地域住民へのさらなる周知が必要です。高齢期における医療費の増大を抑制するためには、若年層や働き世代へのさらなる効果的なアプローチが必要となります。 健康管理システムに蓄積された多くのデータを分析し、各事業でどのように活用するか、運動習慣化プログラムの新規参加者増加に向けて、さらなる情報発信を行い、健康診査や食生活も含めた健康づくりの推進を図る必要があります。 福祉部局と教育部局が継続して連携して取り組みを進めることにより、多方面からのアプローチによる取り組み推進が期待できます。 自身の健康データを確認できる仕組みづくり、ＳＮＳ等による各事業の効果的な周知、保健師による個別勧奨などのアウトリーチも合わせて実施することで、より効果的な取り組みとなることが期待されます。
参考指標	●特定健康診査受診率 【Ｒ２：４６．５％、Ｒ３：５３．１％、Ｒ４：５５．６％、Ｒ５：５５．７％】 ●特定保健指導実施率 【Ｒ２：４３．３％、Ｒ３：５１．５％、Ｒ４：４９．３％、Ｒ５：５０．０％】 ●介護予防教室参加者数 【Ｒ２：１３９名、Ｒ３：１２２名、Ｒ４：１２１名、Ｒ５：１０９名】

基本目標	3 誰もが健康で心豊かに暮らすことのできるまち
取組施策	3 あらゆる人が役割を持ち暮らせる環境づくり
施策の方向性	鷹栖町に住むすべての人が、役割を持ち、生きがいを感じながら暮らし続けることができるよう、多様な主体が活躍できる地域づくりを目指します。

取組方針	1 誰もが自分の強みを生かして活躍できる地域の実現 2 地域の人が活躍するための活動に対する支援の強化
実施した主な関連事業	
・地域共生社会推進事業（地域共生社会推進事業委託） ・認知症総合支援事業 ・地域福祉活動支援事業（全般） ・社会福祉団体活動推進事業	

施策評価	地域づくりコーディネーターが中心となり、地域活動への参加や新たな活動の創出が進められており、住民が自分の「強み」を活かして地域活動に参加する土壌が整っているとともに、行政からの財政的支援により、特色のある地域活動が展開されていることも評価されます。 しかしながら、地域活動に参加したいと考える住民が、どこに相談すればいいのかわからない状況や、個人のニーズに合った活動が必ずしも存在しないという課題があるとともに、近年の厳しい財政状況の中で、住民ニーズや地域課題に即した活動を評価分析し、限られた予算の中で必要かつ効果的な取り組みを進める必要があることも事実です。 地域づくりを促進するためには、関心のある住民個々のニーズに合った地域活動につなげることが重要であり、そのためにはケアマネジャーや相談支援専門員等の専門職はもちろん、民生委員や地域住民同士の連携やつながりが必要です。 住民個々のつながりや関係機関の連携強化、取り組みに対する評価検証や限られた予算の中での適切な配分などに加えて、それぞれの取り組みの始まりや背景を確認しながら進めることも重要です。 上記のことを意識しながら、地域住民が気軽に参加できる環境を整え、より多くの人々が地域活動に関与できるような取り組みを進めることで、「地域づくりの推進」となることが期待されます。
参考指標	●地域活動、ボランティア活動、サポーター活動への参加状況 「している」と「していたことがある」の合計値 【H30 調査：54.1%、R 6 調査：50.9%】 ●地域活動への関心（R 6 調査） 【関心があり活動中：18.6%、関心あるが未活動：50.0%、合計：68.6%】

第4章 基本理念と基本目標

1. 基本理念

**誰もがつながり、安心、健康で
「幸せ」に暮らせる 『あったかす』なまち**

基本理念は、第1期地域福祉計画と同様に、お互い様や支え合いとった「つながり」をベースとして、「安心」や「心豊か」といった要素が、それぞれの人が感じる『幸せ』を表しているとともに、上位計画である第8次鷹栖町総合振興計画のキャッチフレーズにもつながるという思いが込められています。

※第8次鷹栖町総合振興計画キャッチフレーズ

笑顔 幸せ みんなでつくる あったかす

2. 基本目標

(1) 誰もがつながり支え合いのできるまち

すべての人が何かしらの場面で人とつながり、支え合いが行われることにより、「幸せ」が感じられるまちを目指します。

(2) 誰もが安心して暮らすことのできるまち

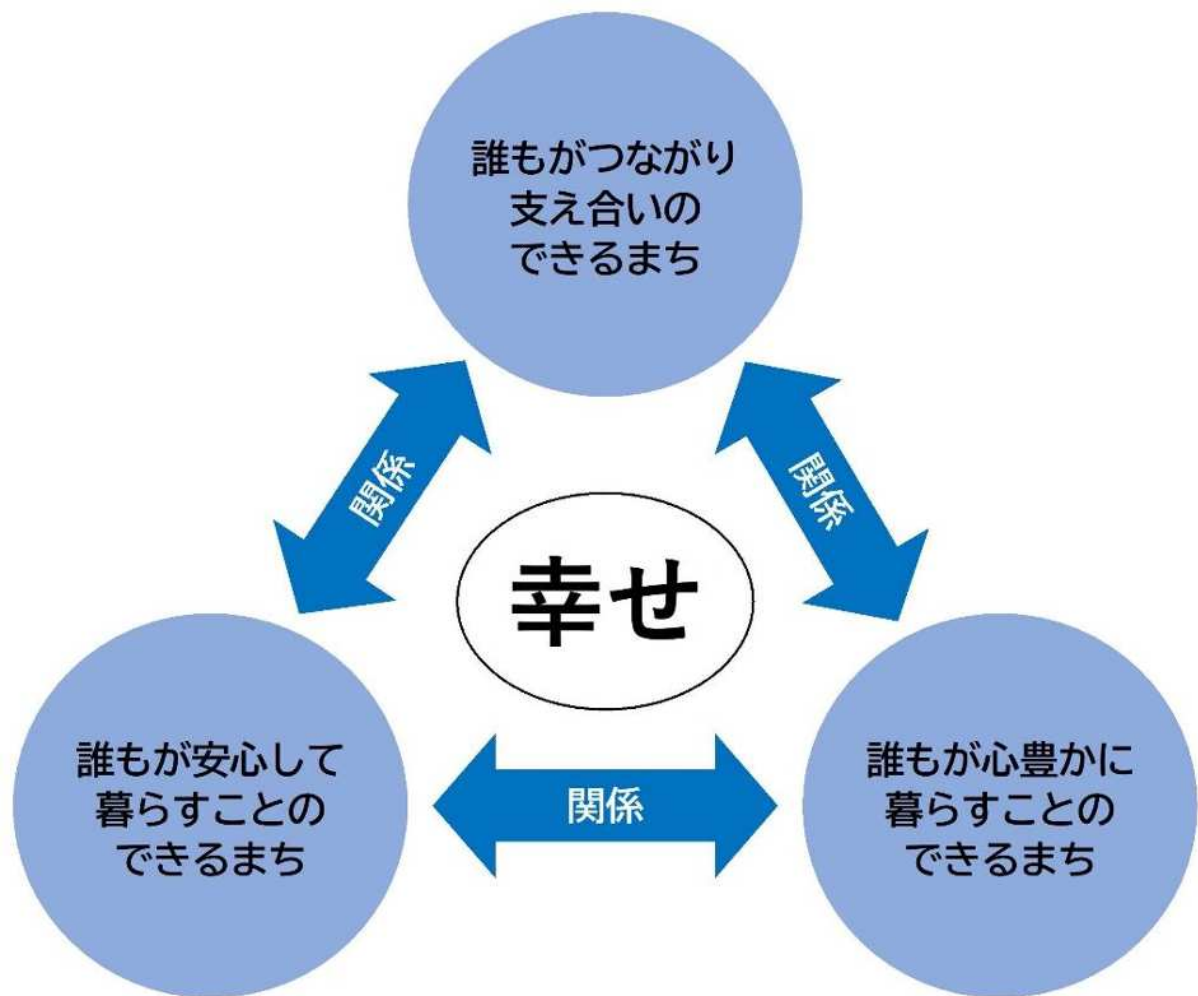
高齢者、障がい者、子ども・子育て世帯、生活困窮者など、支援を必要とする方も含め、すべての人が安心して生活できるまちを目指します。

(3) 誰もが心豊かに暮らすことのできるまち

すべての人が自らの知識や技能、得意なコトを活かして、「生きがい」や「やりがい」を感じながら、地域で心豊かに活躍できる「幸せ」なまちを目指します。

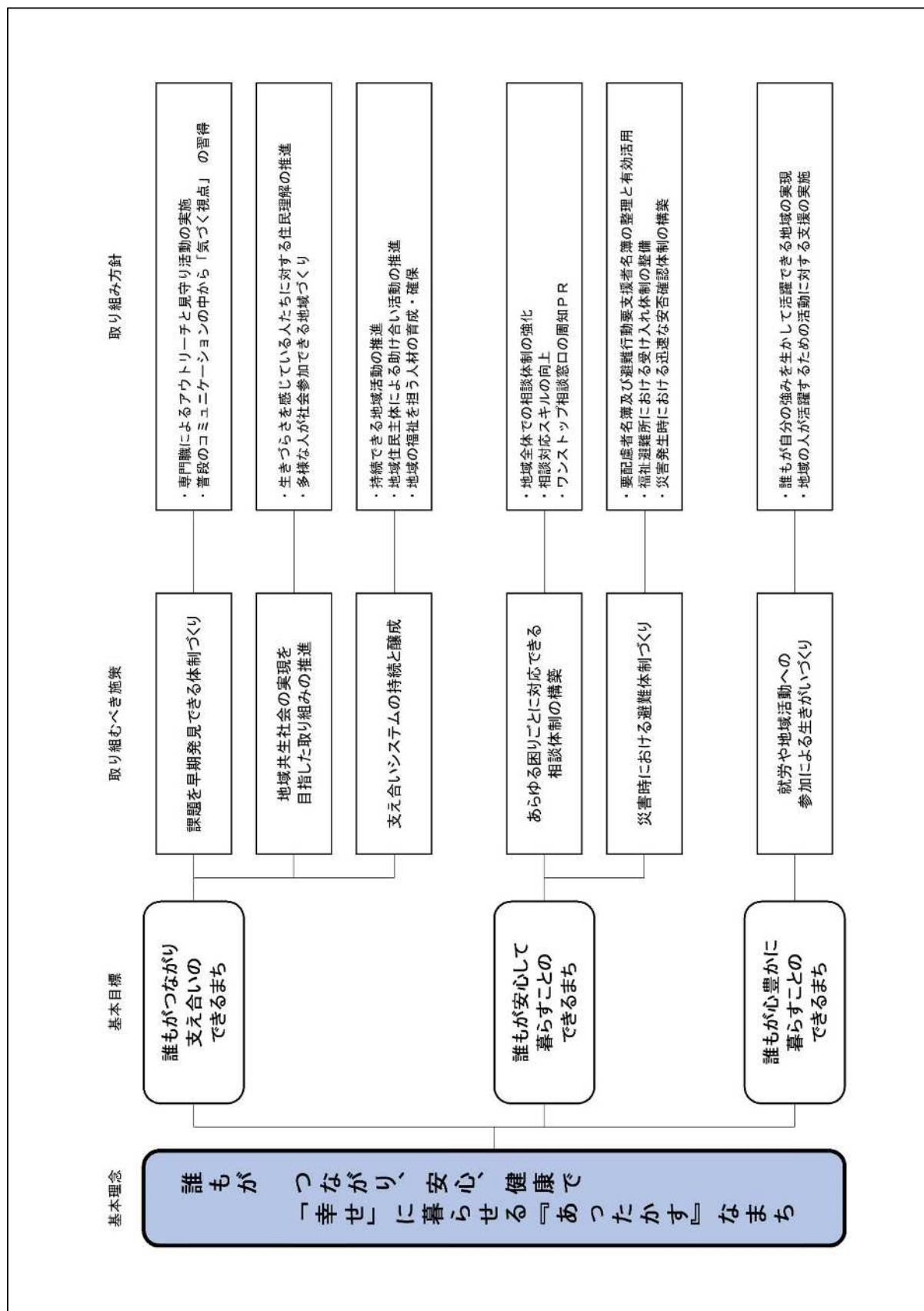
第2期鷹栖町地域福祉計画では、第1期計画と同様に3つの基本目標を掲げ、いつまでも住み続けられる「あったかす」なまちづくりを目指します。

3つの基本目標は、それぞれが相互に関係しています。一つだけでも「幸せ」に感じることもできますが、3つの要素が相互に関係し合っている生活環境であれば、より「幸せ」に感じることも多いと考えられます。



図：基本理念と基本目標の関係図

3. 計画の体系図



第5章 取り組むべき施策の内容

基本目標1：誰もがつながり支え合いのできるまち

1. 課題を早期発見できる体制づくり

【施策の方向性】

高齢者、障がい者、生活困窮者、ひとり親、子どもなどが抱える様々な困りごとや悩みごとを早期発見することにより、課題の進行を防止するとともに、課題解決へと導くことのできる地域づくりを進めます。

【現状と課題】

- 個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが多様化しており、社会的孤立、介護と育児のダブルケア、8050問題など人生を通じて複雑化した課題が顕在化しています。
- 社会的に孤立状態にある人の困りごとに早期に気付くことができるよう、官民が連携した体制づくりが重要となっています。
- アンケート調査では、14.6%が「悩みを相談していない」と回答しており、悩みや困りごとを相談しやすい環境を構築する必要があります。

【取り組み方針】

(1) 専門職によるアウトリーチと見守り活動の実施

行政や社協に加えて、地域のさまざまな団体も連携した見守り活動や専門職による訪問活動等を展開することにより、各所でされる会話や相談から困りごとを掘り起こし、必要な支援へつなげることで体制づくりを目指します。

(2) 普段のコミュニケーションの中から「気づく視点」の習得

会話の中から困りごとを導き出すためには、普段のコミュニケーションの中から人々が抱えている困りごとや悩みごとに気づくことができるかが重要なため、セミナーや研修会を通じて「気づく視点」を習得できる機会を設けます。

【目標値】

取組内容	2025	2026	2027	2028	2029
見守り団体交流会の実施	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上
見守り活動勉強会の実施		1回以上		1回以上	
その他研修会の実施	1回以上		1回以上		1回以上
民生委員、福祉委員、老人会による見守り活動の実施	実施	実施	実施	実施	実施
ひきこもりの方に対するアプローチ回数	対象者1人に対し、毎年1回以上				
住民アンケートで「悩みを相談していない」の回答率					12%以下

2. 地域共生社会の実現を目指した取り組みの推進

【施策の方向性】

地域の中で生活する多様な主体（高齢者、障がい者、子ども、外国人など）が様々な場面で「ごちやまぜ」になって関わることにより、誰もが役割を持てる「地域共生社会」の実現を目指します。

【現状と課題】

○労働人口の減少に伴う外国人労働者の雇用拡大や、性自認の多様化、年代による価値基準の相違など、社会の構成する人々やその価値観の多様性が増しています。

○核家族化が進行する中で、地縁や血縁といった共同体の機能の脆弱化が止まらず、多世代が交流する機会が著しく減少しています。

○現代社会の価値観の変化等により、地域のつながりが弱くなっており、アンケート調査では、50.5%が「地域や社会から自身が必要と感ずることがまったくない」「あまり感じない」と回答しています。

【取り組み方針】

（１）生きづらさを感じている人たちに対する住民理解の推進

障がい者や外国人などが、社会の中で抱えている生きづらさを地域に暮らす多くの人知ってもらうため、フォーラム等を開催し、住民理解を図ります。

（２）多様な人が社会参加できる地域づくり

社会的孤立を予防するために、サロン活動も含めた様々な地域資源や福祉サービス等を活用して、中高生やひきこもりがちな方も含めて、障がい、国籍、性別、年齢や世代を越えて、人と人、人と社会がつながり、多様な人が社会参加できる地域づくりを推進します。

【目標値】

取組内容	2025	2026	2027	2028	2029
地域共生社会フォーラムの開催	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上
社会参加のきっかけづくり事業の実施	実施	実施	実施	実施	実施
地域づくりコーディネーターと集落支援員（※）の配置	配置	配置	配置	配置	配置
住民アンケートで「地域や社会から自身が必要と非常に強く感じる」と「ある程度感じる」の合計					60%以上
拠点型サロンの設置数（各地区に）	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
居場所づくり事業補助事業の実施	実施	実施	実施	実施	実施
居場所づくり意見交換会の開催数	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上

※断らない相談体制の構築、多様なニーズに対応した社会参加に向けた支援、住民同士の多様なつながりによる地域活動の活性化に対する支援などを中心とした、地域づくり（アウトリーチ）に特化した取組を推進するために「地域づくりコーディネーター」と「集落支援員」を配置し、包括的な支援体制の整備を図っている。

3. 支え合いシステムの持続と醸成

【施策の方向性】

これまでの取り組みの中で、地域住民が主体となった居場所づくりや生活支援の基盤が構築されています。この支え合い活動を継続するためには、既存の活動を継続しながらも、関心の持つ地域住民の新たな参加促進を目指します。

【現状と課題】

- 時代の流れとともに近所付き合いが希薄化しており、アンケート調査では「親しい付き合い」をしている住民は23.3%のみとなっています。
- アンケート調査では、地域活動に関心がある方は68.6%となっており、きっかけがあれば活動に参加する方が一定数いる状況です。
- 福祉人材の枯渇により、地方における公的サービスを提供し続けることができるかどうか危ぶまれている状況です

【取り組み方針】

(1) 持続できる地域活動の推進

担い手の高齢化やメンバーの固定化などにより、地域活動が停滞したり、継続することが難しくなることもあるため、住民主体の団体が孤立化しないように行政や社会福祉協議会がバックアップをします。

(2) 地域住民主体による助け合い活動の推進

地域住民が主体となった助け合い活動に対して、財政的支援を行うとともに、実際に活動する地域住民が楽しみながらもやりがいを持って活動できるように、行政や社協が必要に応じて支援します。

(3) 地域の福祉を担う人材の育成・確保

超高齢社会を迎える中、福祉人材の確保がますます困難になってきているため、福祉・介護に関する専門職人材の確保はもちろん、専門職ではなくてもできる仕事の切り出しやそれを担うことのできる人材の育成・確保に取り組みます。

【目標値】

取組内容	2025	2026	2027	2028	2029
買い物支援事業の実施	実施	実施	実施	実施	実施
地域生活支援活動補助事業の実施	実施	実施	実施	実施	実施
奨学金等返還助成事業の実施	実施	実施	実施	実施	実施
就労支援事業による福祉分野の雇用者数	3名以上	3名以上	3名以上	3名以上	3名以上
住民アンケートで「地域活動に関心があり活動中」の回答率					25%以上

基本目標２：誰もが安心して暮らすことのできるまち

１．あらゆる困りごとに対応できる相談体制の構築

【施策の方向性】

社会情勢の変化とともに、より複雑化・複合化する様々な困りごとや悩みごとを、ワンストップで受け止める相談窓口を設置するとともに、年代や属性による切れ目がないように、関係機関が連携した重層的な支援体制の構築を目指します。

【現状と課題】

- アンケート調査では、生活福祉相談センターの認知度に関して、56.7%が「知らない」と回答しています。
- 生活福祉相談センターを設置しているサンホールはびねすには、保健師、社会福祉士、助産師といった専門職が配置されています。
- 令和３年度から「重層的支援体制整備事業」を実施しており、関係機関同士の連携体制は強化されている一方で、アンケート調査では「保健・医療・福祉の連携体制」について、75.3%と多くの方が町や社協が取り組むべき重要な施策だと回答しています。

【取り組み方針】

（１）地域全体での相談体制の強化

どんな困りごとや悩みごとでもワンストップで受け止める生活福祉相談センターに配置されている保健師や社会福祉士などの専門職が、その専門性を発揮するとともに、関係機関との情報共有やさらなる連携、地域住民も含めた協力体制の構築を進めることにより、地域全体での相談体制の強化を図ります。

（２）相談対応スキルの向上

相談対応する専門職が、あらゆる相談に対応できる体制を構築するために、相談スキルの向上や関係機関との円滑な連携を実現するための必要な研修会を実施します。

（３）ワンストップ相談窓口の周知ＰＲ

出張相談窓口も含めた、ワンストップ相談窓口である生活福祉相談センターの存在が、全ての住民に周知されるよう、各種媒体を活用して周知ＰＲに努めます。

【目標値】

取組内容	2025	2026	2027	2028	2029
住民アンケートで「生活福祉相談センターを知っている」の回答率					50%以上
相談スキル向上に関する研修会等の開催回数	4回以上	4回以上	4回以上	4回以上	4回以上
関係機関の出張相談窓口の実施	毎月実施	毎月実施	毎月実施	毎月実施	毎月実施

2. 災害時における避難体制づくり

【施策の方向性】

災害発生時において、避難行動要支援者の安否確認や避難支援を迅速に進めるために、行政、関係機関、地域住民が連携した体制構築を目指すとともに、一般避難者と同じ空間では避難生活が困難な要配慮者が、安心して避難できる福祉避難所の整備に取り組みます。

【現状と課題】

- アンケート調査では、「災害時における避難支援体制」について 47.1%と約半数が町や社協が取り組むべき重要な施策だと回答しています。
- 町で要援護者名簿のデータベースを整備していますが、町内会や地域運営組織に提供するなどの有効活用するところまで体制整備されていません。
- 福祉避難所は現在4箇所が指定されていますが、障がい分野だけが先行している状況であり、高齢者を主な対象とした福祉避難所の指定を進める必要があります。

【取り組み方針】

(1) 要配慮者名簿及び避難行動要支援者名簿の整理と有効活用

定期的かつ継続的に要配慮者名簿の整理を行うとともに、避難行動要支援者名簿の作成及び個別避難計画の作成を進めます。また、必要に応じて町内会や地域運営組織に名簿等の情報を提供するなどして、見守り活動等へ有効的に活用できる体制整備を進めます。

(2) 福祉避難所における受け入れ体制の整備

災害時において、要配慮者が安心した避難生活を送ることができるよう、既存の福祉避難所に加え、高齢者を主な対象とした新たな福祉避難所の指定を目指します。

(3) 災害発生時における迅速な安否確認体制の構築

要配慮者名簿の情報を元に、災害発生時に短時間で迅速に安否確認ができるよう、行政や関係機関の連携を強化するとともに、防災訓練等を実施します。

【目標値】

取組内容	2025	2026	2027	2028	2029
要配慮者名簿の整理	実施	実施	実施	実施	実施
避難行動要支援者名簿の作成	⇒	⇒	作成		
個別避難計画の作成率					50%以上
地域運営組織との要配慮者の避難体制整備に関する意見交換の実施	⇒	全地区 実施			
高齢者を主な対象とした新たな福祉避難所の指定					1か所以上
初動対応を主とした防災訓練の実施	⇒	⇒	⇒	⇒	1回以上

基本目標3：誰もが心豊かに暮らすことのできるまち

1. 就労や地域活動への参加による生きがいづくり

【施策の方向性】

鷹栖町に住むすべての人が、役割を持ち、生きがいを感じながら暮らし続けることができるよう、多様な主体が活躍できる地域づくりを目指します。

【現状と課題】

- 鷹栖町社会福祉協議会が主体となり、それぞれの強みを活かしたサポーター制度が確立され、地域住民の身近な支え手として活躍できる仕組みが構築されています。
- 人生100年時代の中で、高齢になっても社会的役割をもっていきいきと活躍できる環境が求められていますが、希望する環境やきっかけが少ないため、その能力を存分に発揮できていない人が地域に埋もれています。
- アンケート調査では、68.6%が地域活動への参加に対して「関心あり」と回答していますが、実際に活動している住民はそのうち18.6%となっています。

【取り組み方針】

(1) 誰もが自分の強みを生かして活躍できる地域の実現

人はそれぞれ得意なことを持っており、その「強み」を就労や地域活動の中で活用できるよう、既存の地域資源へのつなぎ、または創出し、あらゆる人が活躍できる地域の実現を目指します。

(2) 地域の人が活躍するための活動に対する支援の実施

鷹栖町に住む人が自身の強みを活かして活躍するために、人と人、人と場所のつなぎ役、きっかけ作り役である社会福祉協議会や地域づくりを担う団体等(※)への支援を継続して実施します。

【目標値】

取組内容	2025	2026	2027	2028	2029
住民アンケートで「地域活動に関心があり活動中」の回答率					25%以上
就労支援事業による雇用者数(延べ人数)	⇒	⇒	⇒	⇒	60名以上
就労支援事業による請負業務(※)の稼働者数(実人数)	平均毎年20名以上				
住民アンケートで「あったかステーション(※)を知っている」の回答率					50%以上

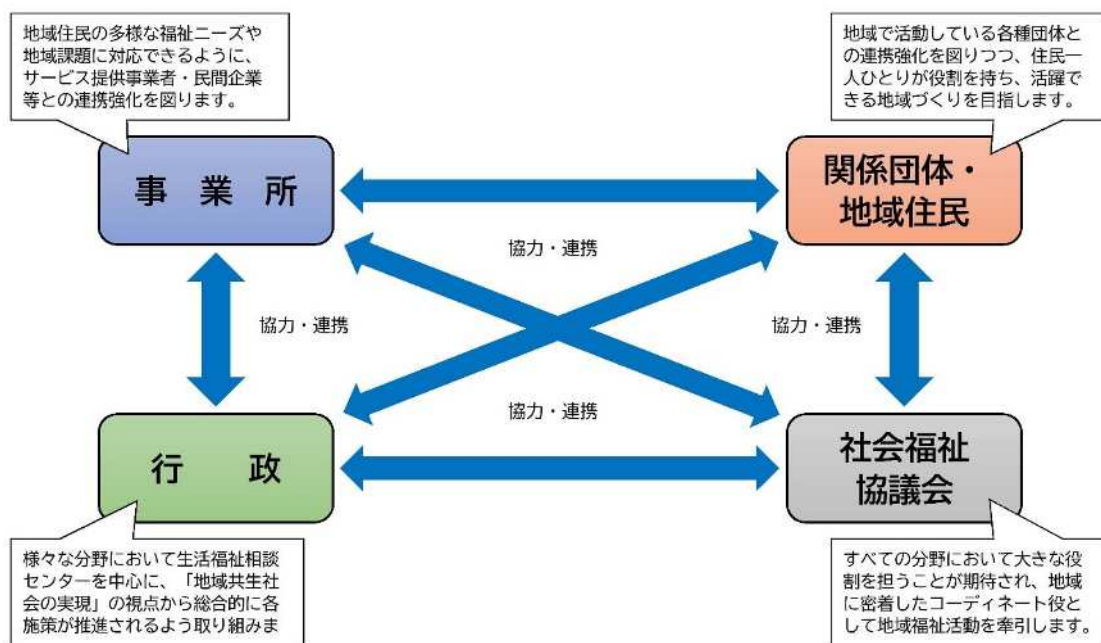
※地域づくりを担う団体等：町内会、NPO法人愛・び・すけっと、各種ボランティア団体など。

※請負業務：受託者がある仕事を完成することを約束し、相手方がその仕事の結果に対してその報酬を支払うこと。

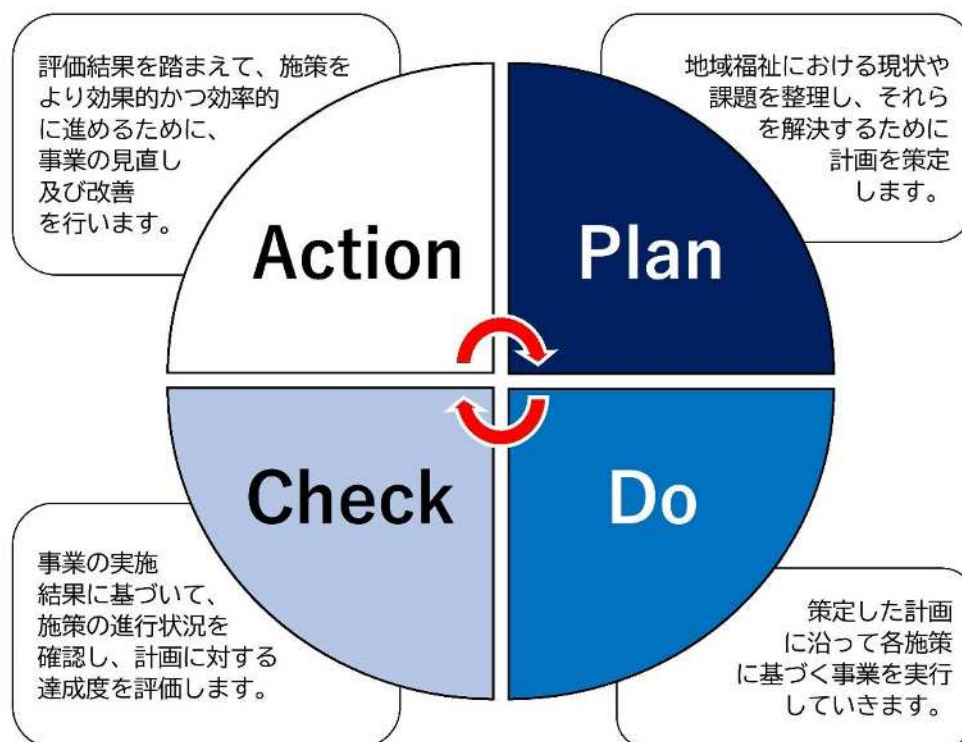
※あったかステーション：就労や地域活動をしたい住民や働き手を求める事業所などをつなげるワンストップの就労相談窓口。

第6章 計画の推進

本計画を推進するためには、地域住民・関係団体、事業所、社会福祉協議会、行政が連携・協働することが重要となります。



また、本計画ではPDCAサイクルの手法を活用して、計画に基づいて効果的かつ効率的に施策・事業を実施することで、地域福祉における課題解決を図ります。



資料

【資料１】第２期地域福祉計画検討会 委員名簿

No.	区分	氏名	所属等
1	委員長	畑 亮輔	北星学園大学 准教授
2	副委員長	谷 和仁	社会福祉法人 さつき会
3	委員	山本 沙織	社会福祉法人 鷹栖町社会福祉協議会
4	委員	林 祐也	社会福祉法人 鷹栖共生会
5	委員	円山 慈子	認定子ども園 たかす円山幼稚園
6	委員	高木 陽出	合同会社 たかぎ発達支援室
7	委員	浅井 真一郎	医療法人社団 浅井医院
8	委員	岸 美佳	鷹栖ソーシャルワーカー懇話会
9	委員	山田 覚	鷹栖町民生委員児童委員連絡協議会
10	委員	荒 肥立	NPO法人 愛・び・すけっと
11	事務局	松本 宗平	事務局長（健康福祉課長）
12	事務局	加藤 進冴	（健康福祉課地域福祉係長）
13	事務局	高 晃平	（健康福祉課地域福祉係主査）

【資料２】地域福祉計画検討会設置規則

（設置）

第１条 鷹栖町地域福祉計画の策定及び見直しに当たり、町民の意見を聴取し、検討するため、地域福祉計画検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条 検討会は、地域福祉計画の策定及び見直しに関する事項について、調査及び協議を行う。

（組織）

第３条 検討会は、委員 10 名以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 保健、福祉、子育て、医療の関係者
- (2) 知識経験を有する者
- (3) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から1年以内とし、委員が欠けた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 検討会に会長1名及び副会長1名を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、検討会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会の会議は、必要に応じて事務局が招集し、会長が議長となる。

2 検討会は、必要に応じて広く町民から意見を聞くことができる。

3 検討会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 会長は、検討会の案件に関し、専門家をオブザーバー及び実践者をアドバイザーとして招くことができる。

5 会長は、必要があると認められるときは、検討会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員、オブザーバー、アドバイザー及び委員長が出席を求めた者は、検討会を通じて知り得た事項を漏らしてはならない。その職を退いたあとも同様とする。

(謝礼)

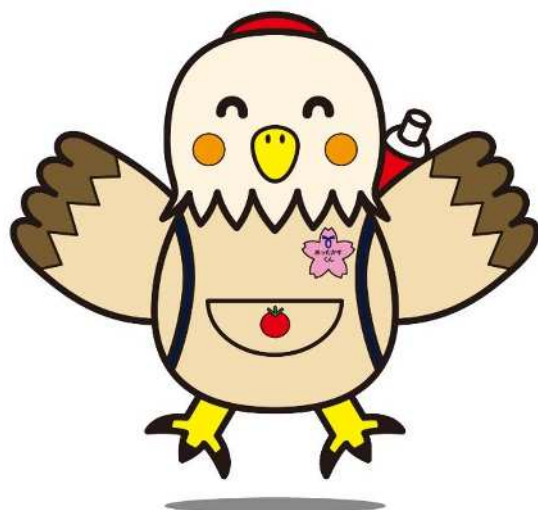
第8条 委員への謝礼は、1日当たり2,500円とする。

(庶務)

第9条 検討会の庶務は、健康福祉課地域福祉係において処理する。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、検討会において定める。



第 2 期 鷹栖町地域福祉計画

2025 年度（令和 7 年度）～2029 年度（令和 11 年度）

【令和 7 年 3 月発行】

発行：鷹栖町健康福祉課地域福祉係

〒071-1201 北海道上川郡鷹栖町南 1 条 3 丁目 2 番 1 号

鷹栖町サンホールはぴねす内

TEL：0166-87-2112（内線 505・506）

FAX：0166-87-2226

E-mail：hukusi1@town.takasu.lg.jp
